愛媛労働局

Press Release

愛媛労働局発表
令和3年4月 30 日

【担当】
愛媛労働局雇用環境・均等室
室　　長　　平井　千恵子
紛争調整官　　小野　　尚生
（電　　話）　089（935）5222
（F　A　X）　089（935）5210

報道関係者　各位

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施！

― アルバイトを始める新入学生が多い４月から７月まで　―

愛媛労働局（局長　瀧原章夫）は、愛媛県内の大学生等を対象に、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すことなどを目的とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します。

キャンペーン期間中、愛媛労働局では、ホームページへの掲載、関係機関等の広報誌への掲載依頼等による周知・啓発を行うほか、「若者相談コーナー」の設置、出張相談等を実施します。

キャラクター　「たしかめたん」

【キャンペーンの概要】

１　実施期間
　令和３年４月１日から７月 31 日まで

２　重点的に周知・啓発する内容
　（１）労働条件の明示
　（２）学業とアルバイトが両立できるよう適切な勤務シフトの設定
　（３）労働時間の適正な把握
　（４）商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
　（５）労働契約の不履行に対してあらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

３　愛媛労働局の主な取組内容
　（１）リーフレットやポスターを活用した周知・啓発
　（２）愛媛労働局及び各労働基準監督署の総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生等からの相談に重点的に対応
　（３）大学等からの依頼に応じた出張相談